

2026年度支部活動計画

支部名 四国支部													
実 施 内 容	開催予定日	開 催 予 定 場 所	役員 参加予定 人数	参加予定 人数 (役員除く)	主 要 議 題 等	使 用 経 費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
支部役員会	5月、6月 7月	高松	4名	1	四国支部チラシ作成 ラインビデオ通話								
チラシ送付									35,000				35,000
支部役員会	10月3日	高松	3名		教育就職懇談会打合 せ、反省会		30,000						30,000
支部役員会	R9.4	高知	3名				30,000				4,500		34,500
													0
													0
													0
													0
													0
													0
合計						0	60,000	0	35,000	0	4,500	0	99,500
										⑥2026年4月末日銀行残高		83,508	
										2026年度必要入金額		15,992	

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。
・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

桃山学院大学教育後援会 四国支部規約

(名称)

第1条 本支部は、桃山学院大学教育後援会四国支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

(目的)

第3条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約(以下「教育後援会規約という」)に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 桃山学院大学教育後援会(以下「教育後援会」という)が行う事業への協力及び支援
- (2) 教育後援会の地域的な諸問題への対処

(会員)

第5条 本支部の会員は教育後援会会員のうち徳島県・香川県・愛媛県・高知県に在住する者とする。

(会計)

第6条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて受け入れた寄付金で支弁する。

2 本支部の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わるものとする。

3 本支部の収入及び支出については、毎年1回以上会計監査が監査を行い、監査報告書を支部長に提出しなければならない。

(役員)

第7条 本支部に次の役員(以下「支部役員」という)を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 支部委員 若干名

2 前項の支部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員不足等により支部運営に支障が生じる可能性があり、本部および支部が必要と認めた場合は、会員資格の根拠となる学生の卒業・退学・除籍後2年を任期の上限として支部役員を継続できる。

(役員を選任)

第8条 支部役員は、支部役員会において、支部会員のうちから選任する。

2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。

3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において補充選任することができる。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故等があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
- (4) 会計監査は、支部の会計を監査する。
- (5) 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第 10 条 本支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は支部長が推薦し、本部の承認を得て委嘱するものとする。

(会議)

第 11 条 本支部の運営に当たるため次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

(1) 支部会

① 定期支部会は毎年 1 回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会員に報告、提案を行い、意見を聴取する。

② 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

(2) 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

① 支部会において報告する運営事項の原案決定

② 第 8 条第 2 号の規定による支部役員の選任

③ その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(役員の解任)

第 12 条 支部役員が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、本部役員会において出席した役員の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

1. 法令またはこの規則集に著しく違反したとき。
2. 心身の問題のため職務の執行に耐えないとき。
3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
4. 役員たるにふさわしくない著しく不適切な行為があったとき。

(緊急事項)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(法令等の遵守)

第 14 条 本支部は活動にあたり、教育後援会が定める「教育後援会 コンプライアンス規程」・「教育後援会 個人情報保護規程」・「教育後援会 情報セキュリティ規程」を遵守するものとする。

(改廃)

第 15 条 この支部規約は、本部役員会の承認を得て改廃することができる。

附則： 本会の設立年月日は、1977(昭和52)年8月1日とする。

この規約は、1995(平成7)年7月2日の四国支部会の決議を経て実施する。

この規約は、1998(平成10)年8月9日より改訂実施する。

この規約は、2003(平成15)年6月28日から実施する。

この規約は、2019(令和元)年6月23日から実施する。

この規約は、2020(令和2)年9月26日から実施する。

この規約は、2025(令和7)年6月14日から改正施行する。